

長門都市計画道路事業 1・5・2号 三隅長門道路

種類及び名称		長門都市計画道路事業 1・5・2号 三隅長門道路
事業地	収容の部分	山口県長門市深川湯本字今市、湯田、藪、小河内、原田、森草、殿台、川平及び草木畑並びに東深川字梶ケ浴、西芽張、芽張、地蔵坊、実録寺、院内、実録寺西、実録寺東、尾崎山、勝負、藤中、桃ケ浴、花田、南大迫、上藤中、光楽寺、上中山、長葉山、中山、宝月及び山口ケ浴並びに仙崎字山ノロ、石橋、葉山、左近田、東ケ浴、鬼ケ浴及び岡並びに三隅下字向山、下新尺、上新尺、堤西、堤ノロ、畠田、野地、北大山口、大山口、小堤、東大山口、狐田、鋤先田、天神、二反田、弥五郎畑、寺ケ浴、寺ノ内、下風呂ケ浴、供膳田、風呂ケ浴、寺ケ台、喜津井、樋下ケ、平林、白間ケ迫、立ケ迫、河内、竹ノ鼻、迫田、神宮山、検行、東越地、コガシ、鞍掛及び大迫並びに三隅中字南大迫、苗代ケ迫、東大迫、発光寺、福善寺、前久保、立花、西荒人及び東荒人地内
	使用の部分	山口県長門市深川湯本字原田、森草、草木畑及び奥小河内並びに東深川字畑ヶ迫、梶ケ浴、西芽張、芽張、藤中、桃ケ浴、花田、南大迫、光楽寺、長葉山及び中山並びに仙崎字山ノロ、葉山、左近田、鬼ケ浴及び東ケ浴並びに三隅下字大畠、石組、向山、下新尺、大山口、小堤、寺ケ台、喜津井、樋下ケ、平林、白間ケ迫、毛床、平野山、杉ケ葉山、平野東、出水、住吉、猪ノ久保、立ケ迫、河内、竹ノ鼻、迫田及び神宮山並びに三隅中字東大迫、苗代ケ迫、四町田、大浴、権現山、発光寺、立花及び西荒人地内
収容又は使用の手続きが保留される事業地	収容の部分	山口県長門市深川湯本字今市、湯田、藪、小河内、原田、森草、殿台、川平及び草木畑並びに東深川字梶ケ浴、西芽張、芽張、地蔵坊、実録寺、院内、実録寺西、実録寺東、尾崎山、勝負、藤中、桃ケ浴、花田、南大迫、上藤中、光楽寺、上中山、長葉山、中山、宝月及び山口ケ浴並びに仙崎字山ノロ、石橋、葉山、左近田、東ケ浴、鬼ケ浴及び岡並びに三隅下字向山、下新尺、上新尺、堤西、堤ノロ、畠田、野地、北大山口、大山口、小堤、東大山口、狐田、鋤先田、天神、二反田、弥五郎畑、寺ケ浴、寺ノ内、下風呂ケ浴、供膳田、風呂ケ浴、寺ケ台、喜津井、樋下ケ、平林、白間ケ迫、立ケ迫、河内、竹ノ鼻、迫田、神宮山、検行、東越地、コガシ、鞍掛及び大迫並びに三隅中字南大迫、苗代ケ迫、東大迫、発光寺、福善寺、前久保、立花、西荒人及び東荒人地内
	使用の部分	山口県長門市深川湯本字原田、森草、草木畑及び奥小河内並びに東深川字畑ヶ迫、梶ケ浴、西芽張、芽張、藤中、桃ケ浴、花田、南大迫、光楽寺、長葉山及び中山並びに仙崎字山ノロ、葉山、左近田、鬼ケ浴及び東ケ浴並びに三隅下字大畠、石組、向山、下新尺、大山口、小堤、寺ケ台、喜津井、樋下ケ、平林、白間ケ迫、毛床、平野山、杉ケ葉山、平野東、出水、住吉、猪ノ久保、立ケ迫、河内、竹ノ鼻、迫田及び神宮山並びに三隅中字東大迫、苗代ケ迫、四町田、大浴、権現山、発光寺、立花及び西荒人地内

都市計画法上の制限	都市計画事業上の制限は以下のとおり 1. 建築等の制限（都市計画法第65条） 2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条） 3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）
問い合わせ先	事業計画に関する事 山陰西部国道事務所 計画課 TEL：0838－21－3934 用地補償に関する事 山陰西部国道事務所 用地課 TEL：0838－21－3933